

入札公告

物品の調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年6月18日

和歌山県住宅供給公社理事長 友井泰範

1 条件付き一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
令和8年度
- (2) 調達案件名
市営住宅向団地外9団地火災警報器取替
- (3) 調達物品の名称及び数量
市営住宅向団地外9団地火災警報器取替 一式
- (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (5) 納入期限
令和8年10月15日（木）
- (6) 納入場所
仕様書のとおり

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げるすべての要件を満たしていること。
- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『18 物品調達』の小分類『1 物品販売』」であること。
 - (3) 和歌山市内に本店を有する者又は和歌山市内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。
 - (4) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和7年4月1日施行）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所

和歌山県住宅供給公社住宅管理課
和歌山市十三番丁30番地

(2) 期 間

令和8年6月18日(木)から令和8年7月2日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(令和元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までとする。

4 入札説明書等を交付する場所及び期間

(1) 場 所

3の(1)に同じ。

(2) 期 間

3の(2)に同じ。

5 条件付き一般競争入札の場所及び日時等

(1) 条件付き一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階
和歌山県住宅供給公社 会議室

イ 入札日時

令和8年7月3日(金) 午前11時00分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2)(1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県により「競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書(和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について)」の写しを提出すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札書を入れた封筒及び「競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書(和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について)」の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和8年7月2日(木)午後5時00分までに和歌山県住宅供給公社住宅管理課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

電子入札は、対応するシステム等が整備されていないため実施しない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により入札の執行に困難が生じたときは、入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県住宅供給公社住宅管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県住宅供給公社住宅管理課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する課室の名称及び所在地

ア 名 称

和歌山県住宅供給公社住宅管理課

イ 所 在 地

和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階

郵便番号 640-8150

電話番号 073-425-6885

ファクシミリ番号 073-422-0733

(2) 契約書作成の要否

要

入札説明書

和歌山県住宅供給公社が調達する物品に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記の12の(1)に掲げる事務を担当する課室に対して説明を求めることができる。

なお、入札後当該入札説明書、調達物品の仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 公告日

令和8年6月18日(木)

2 競争入札に付する事項

(1) 調達年度

令和8年度

(2) 調達案件名

市営住宅向団地外9団地火災警報器取替

(3) 調達物品の名称及び数量

市営住宅向団地外9団地火災警報器取替 一式

(4) 調達物品の仕様等

別添仕様書による。

(5) 納入期限

令和8年10月15日(木)

(6) 納入場所

仕様書のとおり

3 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。)に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者(入札参加資格の停止の期間中である者を除く。)であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『18 物品調達』の小分類『1 物品販売』」であること。

(3) 和歌山市内に本店を有する者又は和歌山市内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

(4) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(令和7年4月1日施行)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 入札の場所及び日時等

(1) 入札場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階
和歌山県住宅供給公社 会議室

イ 入札日時

令和8年7月3日（金）午前11時00分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県により「競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書（和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について）」の写しを提出すること。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札書を入れた封筒及び「競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書（和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について）」の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和8年7月2日（木）午後5時00分までに和歌山県住宅供給公社住宅管理課に必着するように行わなければならない。
- (4) 調達物品の仕様等に関する質問がある場合は、令和8年6月23日（火）午後5時00分までの間に和歌山県住宅供給公社住宅管理課に対して所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

なお、質問に関連して仕様書に関する重要な補足や変更点が生じた場合には、和歌山県住宅供給公社ホームページ上の「入札情報」に掲載するので入札前に必ず確認すること。

5 入札方法

本件は、書面による入札及び開札手続を行うものとする。

- (1) 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等及び納入場所渡し等に要する一切の諸経費を含めた額とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。
- (3) 入札は、書面による入札のみ実施し、電子入札は行わない。
- (4) 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

- (5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

6 書面による入札

- (1) 入札は、入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (2) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名（商号を含む。法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（商号を含む。法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）及び「令和8年7月3日開封《市営住宅向団地外9団地火災警報器取替》入札書在中」と記入しておかなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (6) 郵便による入札については、(4)の入札書を入れた封筒と「競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書（和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について）」の写しを、和歌山県住宅供給公社住宅管理課あての外封筒に入れて郵送すること。

7 入札保証金

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

8 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合には、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に和歌山県住宅供給公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2か年の間に地方公共団体又は国（公団等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、それらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合
- (3) 契約金額が320万円未満であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない場合

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とし、当該入札者は入札参加の資格を失うものとする。ただし、(8)から(10)までに該当する入札については、その回の入札のみを無効とし、再度入札についての入札には参加することができる。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合はその場で再度の入札を行う。それでもなお、落札者がいない場合は、再々度の入札を行う。
- (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で4の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 支払条件

納品を完了した物品について、当該落札者からの適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に、当該落札者にその代金を支払うものとする。

12 その他

- (1) 当該契約に関する事務を担当する課室の名称及び所在地
和歌山県住宅供給公社住宅管理課
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階
郵便番号 640-8150
電話番号 073-425-6885
ファクシミリ番号 073-422-0733
- (2) 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要